

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法について

令和3年3月31日

令和2年度第2回過疎問題懇談会

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 概要

趣旨

「過疎地域自立促進特別措置法」(現行法)が令和3年3月末で期限を迎えることから、過疎地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するための新たな法律を制定する。

1. 前文・目的 (1条)

- ・過疎地域の役割、課題、目指す姿を前文で明らかにするとともに、法の目的を「過疎地域の持続的発展」に見直し

2. 過疎地域の要件 (2条、3条、41条～43条)

市町村毎に、「人口要件」及び「財政力要件」で判定

<見直しのポイント>

- ・長期の人口減少率の基準年の見直し(昭和35年→昭和50年)
- ・財政力が低い市町村に対する長期の人口減少率要件の緩和(28%→23%)
- ・平成の合併による合併市町村の「一部過疎」の要件設定
(財政力指数は市町村平均(0.51)以下ではなく市平均(0.64)以下)
- ・現行法の過疎地域を対象に、長期の人口減少率の基準年(昭和35年)の併用、「みなし過疎」の継続措置

<過疎地域の公示見込み>

現行法(令和3年3月31日)	817団体
うち、卒業団体	ー)45団体
新規団体	+)48団体
当初公示団体(令和3年4月1日)	820団体

※令和2年及び令和7年国勢調査の結果に応じ、追加公示を実施

3. 卒業団体への経過措置 (附則4条～8条)

- ・期間を6年間(財政力が低い団体は7年間)に延長(現行法:5年間)
- ・対象に国税の特例及び地方税の減収補填措置を追加
(現行法:国庫補助、過疎対策事業債、都道府県代行)

4. 過疎対策の目標 (4条)

- ・目標の項目の追加(人材の確保・育成、情報通信技術の活用、再生可能エネルギーの利用推進等)

5. 支援措置 (12条～40条)

- ・**国税の特例・地方税の減収補填措置**
業種に「情報サービス業等」を追加、新增設以外の改築、修繕等を追加
- ・**都道府県代行(基幹道路、公共下水道)**
基幹道路に関し、都道府県が市町村から負担金を徴収できることを明確化
- ・**配慮措置**
市町村からの提案があったときの規制の見直しの配慮など配慮措置を充実
- ・**過疎対策事業債**
ハード事業、ソフト事業を対象とした地方債措置を継続
- ・**国庫補助率のかさ上げ**
公立小中学校、保育所等に関する国庫補助率のかさ上げを継続

6. その他 (6条、8条、9条、45条)

- ・都道府県の責務を規定(広域施策、市町村に対する人的・技術的援助等)
- ・市町村・都道府県計画記載事項の追加(目標、計画の達成状況の評価等)
- ・主務大臣の追加(文部科学、厚生労働、経済産業及び環境の各大臣)

7. 施行期日 (附則1条)

令和3年4月1日 ※令和13年3月31日まで10年間の時限

(参考1) 過疎地域の要件

1. 全部過疎(人口要件(長期①、長期②、中期のいずれか)、かつ、財政力要件を満たす)

種類	指標	基本的な要件(第2条)		基準年の見直しに伴う 激変緩和措置(第41条)※2	
		期間	基準値	期間	基準値
人口要件(長期①) ・25年間の人口増加率10%以上除く	人口減少率 (長期)	S50→H27 (40年間)	人口減少団体平均 (28%以上減少※1)	S35→H27 (55年間)	人口減少団体平均 (40%以上減少)
人口要件(長期②) ・高齢者比率又は若年者比率を満たす場合、人口減少率の基準値を緩和 ・25年間の人口増加率10%以上除く	高齢者比率	H27	同上 (35%以上)	H27	同上 (35%以上)
	若年者比率	H27	同上 (11%以下)	H27	同上 (11%以下)
	人口減少率 (長期)	S50→H27 (40年間)	23%以上減少	S35→H27 (55年間)	30%以上減少
人口要件(中期)	人口減少率 (中期)	H2→H27 (25年間)	人口減少団体平均 (21%以上減少)	/	
財政力要件 ・公営競技収益40億円超除く	財政力指数	H29～R元	全市町村平均 (0.51以下)	H29～R元	全市町村平均 (0.51以下)

※1 財政力指数が全町村平均(0.40)以下の場合、「23%以上減少」に緩和(財政力が低い市町村に対する人口減少率要件の緩和)

※2 基準年の見直しに伴う激変緩和措置は、現行法の過疎地域に限り適用。R2、R7国調による過疎地域の追加の際は激変緩和措置は設けない。

2. 法制定前の市町村合併(平成11年4月以降)に係る一部過疎、みなし過疎

種類	単位	要件
一部過疎※ (第3条)	合併前の 旧市町村	・旧市町村単位で上記の人口要件のいずれかを満たす ・現在の市町村が財政力要件(財政力指数が全市平均(0.64)以下)を満たす
みなし過疎※ (第42条)	合併後の 新市町村	・現行法で全部過疎又はみなし過疎である市町村について、下記のいずれも満たす(主務省令で規定) 【規模要件】 一部過疎区域の人口が1/3以上又は面積が1/2以上 【人口要件】 市町村の人口が長期(40年間、55年間)、中期(25年間)いずれも減少 【財政力要件】 市町村の財政力指数が0.51以下

※ R2、R7国調による過疎地域の追加は、一部過疎について行い、みなし過疎の追加は行わない。

(参考2) 支援措置の見直し(政令等によるものを含む)

1. 過疎対策事業債(第14条)

旧簡易水道施設の整備や、民間のへき地診療所等に対する補助を対象経費に追加(過疎政令等)

<参考> 令和3年度地方債計画額 5,000億円(令和2年度 4,700億円)

2. 国税の減価償却の特例(第23条)

対象業種に「情報サービス業等」を追加、新增設以外の改築、修繕等を追加

取得価額要件を現行の2,000万円超から資本金の規模に応じ、最大500万以上まで引下げ(租特政令)

設備投資後5年間適用可能な「割増償却」制度への移行、適用期間は令和5年度末まで(租特法)

※適用実績が乏しい事業用資産の買換えの場合の課税の特例の廃止

3. 地方税の減収補填措置(第24条)

対象業種の追加、新增設以外の追加、取得価額要件の引下げ、適用期間について国税の減価償却措置と同様

4. 都道府県代行(基幹道路、公共下水道)(第16条・第17条)

基幹道路について、都道府県が市町村から負担金を徴収することができることを明確化

5. 配慮措置(第25条～第40条)

法の目的、過疎対策の目標を踏まえるとともに、条件不利地域に関する法律(離島振興法等)の規定を踏まえ、内容を充実

(「人材の確保・育成」、「産業振興」、「観光振興・交流の促進」、「就業の促進」、「生活環境の整備」、「再生可能エネルギーの利用推進」、

「自然環境の保全・再生」、「規制の見直し」の項目を追加等)

6. 国庫補助率のかさ上げ(第12条・第13条)

公立学校、保育所等に関する国庫補助率のかさ上げを継続

7. 金融措置(第21条・第22条)

日本政策金融公庫等の政府系金融機関による低利融資を継続

<参考> 法制定とあわせて政府において行われる支援措置の拡充(主なもの)

・過疎地域持続的発展支援交付金により、過疎地域における人材育成、ICT等技術活用に対する支援を拡充

・都道府県が専門人材を雇用等して過疎市町村に人材面での支援をする取組に係る特別交付税措置を創設

過疎地域の持続的発展の支援に関する件（令和3年3月9日 衆議院総務委員会）

政府は、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 昭和四十五年の過疎地域対策緊急措置法制定以来、五十年以上にわたって過疎対策が実施されてきたことを踏まえ、今後とも過疎対策法による施策の効果を検証しつつ、過疎地域に対する実効性ある支援措置の在り方について、過疎地域の市町村の意見も踏まえつつ、必要な検討を行うこと。
- 二 平成の合併については、周辺地域の活力が低下したなど、なお多くの課題が指摘されており、本法において、一部過疎、みなし過疎の要件を設けたことを踏まえ、今後とも合併市町村の過疎対策の効果の検証を行うとともに、合併に伴う過疎地域の諸課題の解消に向けた継続的な支援を行うこと。
- 三 本法に基づく過疎地域持続的発展市町村計画の策定については、住民自治の徹底の観点から、多様な住民の意見が十分に反映されるよう市町村に周知するなど、必要な措置を講ずること。
- 四 過疎地域の市町村からの提案に係る国による規制の見直しに当たっては、国が果たすべきナショナル・ミニマムの確保にも配慮すること。
- 五 過疎地域の市町村が、非過疎地域となることを目指し、地域活性化等の取組を積極的に推進するよう本法の趣旨を周知するとともに、非過疎地域となった市町村に対してもきめ細かく丁寧なサポートを積極的に行うこと。
- 六 地方交付税の財源保障機能が適切に発揮されることの重要性に鑑み、本法の適用の有無にかかわらず、市町村において、住民生活に不可欠な施設の整備等を始め、必要な住民サービスを安定的に提供するための十分な財源が確保されるよう、地方財政計画への必要な経費の計上、地方交付税の法定率の見直し等による総額の充実確保、条件不利地域等地域の実情に十分に配慮した基準財政需要額の算定など、地方財政制度の見直しを検討すること。

右決議する。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法案に対する附帯決議（令和3年3月26日 参議院総務委員会）

政府は、本法施行に当たり、次の事項について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一、昭和四十五年の過疎地域対策緊急措置法制定以来、五十年以上にわたって過疎対策が実施されてきたことを踏まえ、今後とも過疎対策法による施策の効果を検証しつつ、過疎地域に対する実効性ある支援措置の在り方について、過疎地域の市町村の意見も踏まえつつ、必要な検討を行うこと。
- 二、平成の合併については、周辺地域の活力が低下したなど、なお多くの課題が指摘されており、本法において、一部過疎、みなし過疎の要件を設けたことを踏まえ、今後とも合併市町村の過疎対策の効果の検証を行うとともに、合併に伴う過疎地域の諸課題の解消に向けた継続的な支援を行うこと。
- 三、本法に基づく過疎地域持続的発展市町村計画の策定については、住民自治の徹底の観点から、多様な住民の意見が十分に反映されるよう市町村に周知するなど、必要な措置を講ずること。
- 四、過疎地域の市町村からの提案に係る国による規制の見直しに当たっては、国が果たすべきナショナル・ミニマムの確保にも配慮すること。
- 五、過疎地域の市町村が、非過疎地域となることを目指し、地域活性化等の取組を積極的に推進するよう本法の趣旨を周知するとともに、非過疎地域となった市町村に対してもきめ細かく丁寧なサポートを積極的に行うこと。
- 六、住民生活の安全・安心を脅かす自然災害が多発し、被災市町村の財政が逼迫している状況を踏まえ、本法の適用の有無にかかわらず、財政力の低い団体における防災・減災対策の推進とともに、被災地の復旧・復興のための十分な人的・財政的支援を行うこと。
- 七、地方交付税の財源保障機能が適切に発揮されることの重要性に鑑み、本法の適用の有無にかかわらず、市町村において、住民生活に不可欠な施設の整備等を始め、必要な住民サービスを安定的に提供するための十分な財源が確保されるよう、地方財政計画への必要な経費の計上、地方交付税の法定率の見直し等による総額の充実確保、離島や中山間地など条件不利地域等地域の実情に十分に配慮した基準財政需要額の算定など、地方財政制度の見直しを検討すること。

右決議する。

參考資料

過疎新法の経過措置について

1. 現行法制定時に経過措置を講じている支援措置

〔対象〕 過疎債、国庫補助、都道府県代行業

〔期間〕 5年間 → 6年間(財政力の低い団体は7年間)に延長

〔団体〕 過疎債の経過措置は財政力指数1.0未満の団体 → 財政力指数による限定を設けない

〔過疎債(ハード分)の上限額〕

	基準額	漸減率
現行法	直近3ヶ年度の過疎債発行額の実績の平均	100%、100%、80%、70%、50%【合計400%】 ※経過措置の合計額の範囲内で年度間の弾力的運用可能
新法	<u>直近5ヶ年度のうち過疎債発行額の大きい3ヶ年度の実績の平均</u>	[通常] <u>100%、100%、100%、80%、70%、50%【合計500%】</u> [財政力の低い団体] <u>100%、100%、100%、100%、80%、70%、50%【合計600%】</u> ※経過措置の合計額の範囲内で年度間の弾力的運用可能

(参考)経過措置の対象となる国庫補助事業の例

- ①補助率かさ上げ: 公立学校施設整備費、保育所等整備交付金 等
- ②採択要件: 高度無線環境整備推進事業、中山間地域等直接支払交付金 等

2. 新たに経過措置を講じる支援措置

① 税制特例・減収補填措置について、3年間※、活用可能

※租税特別措置法等により、税制特例等の期間が3年間とされていることによる。

② 過疎債以外の地方財政措置(地方債、特別交付税)について、6年間(財政力の低い団体は7年間)、活用可能

(例)施設整備事業債(一般財源化分)(公立保育所、消防防災設備)

条件不利地域における電気通信施設の維持管理費についての特別交付税措置 等

過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の拡充及び延長

過疎地域の「持続的発展」に資する産業振興をより効果的に促進するため、新たに情報サービス業等の立地を促進するとともに、地域企業の持続性を高める観点から現行制度を見直すこととした上で、延長する。

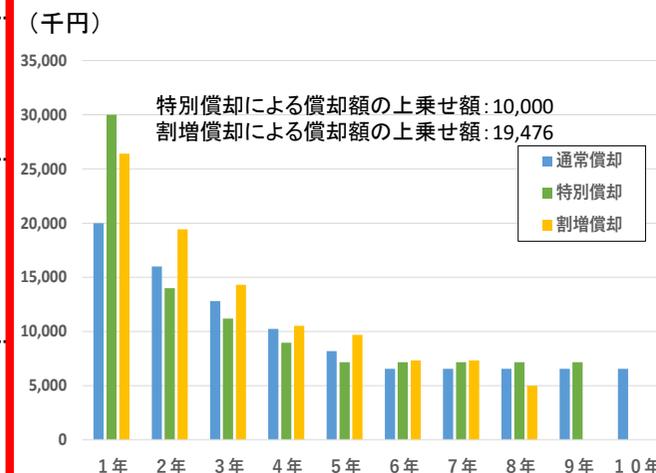
1. 現行制度：

- 個人又は法人が、過疎地域内に取得価額の合計が2,000万円を超える生産等設備を新增設して一定の事業の用に供した場合、建物、機械等の資産について、その事業年度に限り、通常の償却額に加え、取得価額の一定割合を特別償却額として計上し、損金に含めることができる。(所得税、法人税)
- 特別償却率: 機械及び装置…取得価額の10/100、建物及び附属設備…取得価額の6/100

2. 改正内容：

項目	改正内容
①対象業種 (現行)製造業、旅館業、農林水産物等販売業	情報サービス業、インターネット付随サービス業、通信販売、市場調査等(「情報サービス業等」)を追加
②取得価額要件 (現行)2,000万円超	資本金の規模に応じ、500万円以上まで引下げ ※取得価額は、圧縮記帳の適用後の金額を用いて判定
③対象となる設備投資 (現行)新設、増設のみ	取得又は製作若しくは建設(建物等については、増築、改築、修繕又は模様替えのための工事による取得又は建設を含む) ※資本金の額が5,000万円超である法人は新設、増設のみ
④減価償却の方法 (現行)「特別償却(初年度のみ)」 償却率…機械等:取得価額の10/100 建物等:取得価額の6/100	「割増償却(5年間適用)」へ改組 償却率…機械等:普通償却限度額の32/100 建物等:普通償却限度額の48/100
⑤適用期間 (現行)令和3年3月31日まで	3年間延長(令和6年3月31日まで)

【特別償却と割増償却の比較】



※ グラフは、取得価額1億円の機械を購入。減価償却資産の耐用年数を10年、定率法による償却とした場合のイメージ。

3. その他：

- 所要の経過措置を講ずる。
- 市町村による産業振興策に資する措置とするため、税制適用にあたっては市町村過疎計画に産業振興促進事項を記載することとする。
- 過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例措置: 廃止

過疎地域における地方税の減収補填措置の拡充及び延長

過疎地域の「持続的発展」に資する産業振興をより効果的に促進するため、新たに情報サービス業等の立地を促進するとともに、地域企業の持続性を高める観点から現行制度を見直すこととした上で、延長する。

1. 現行制度 :

- ① 都道府県又は市町村が、過疎地域内の産業の振興を図るため、過疎地域内において一定の事業用資産を取得した製造業、旅館業及び農林水産物等販売業について、条例に基づいて課税免除又は不均一課税を行った場合、地方税の減収の75%を普通交付税で補填。(事業税、不動産取得税、固定資産税。事業税と固定資産税は最初に課税免除等を行った年度から3年間)
- ② 都道府県が、過疎地域内において個人が行う畜産業及び水産業(事業を行った日数の合計が当該年の延べ労働日数の1/3~1/2の場合に限る)について、条例に基づいて課税免除又は不均一課税を行った場合、地方税の減収の75%を普通交付税で補填。(個人事業税。最初に課税免除等を行った年度から5年間)

2. 改正内容(1. ①の措置関係) :

項目	改正内容
①対象業種 (現行)製造業、旅館業、農林水産物等販売業、畜産業、水産業	情報サービス業、インターネット付随サービス業、通信販売、市場調査等(「情報サービス業等」)を追加
②取得価額要件 (現行)2,700万円超	資本金の規模に応じ、500万円以上まで引下げ ※取得価額は、圧縮記帳の適用後の金額を用いて判定
③対象となる設備投資 (現行)新設、増設のみ	取得又は製作若しくは建設(建物等については、増築、改築、修繕又は模様替えのための工事による取得又は建設を含む) ※資本金の額が5,000万円超である法人は新設、増設のみ
④適用期間 (現行)令和3年3月31日まで	3年間延長(令和6年3月31日まで)(1. ②の措置を含む)

3. その他 :

- 所要の経過措置を講ずる。
- 市町村による産業振興策に資する措置とするため、適用にあたっては市町村過疎計画に産業振興促進事項を記載することとする。

○ 過疎地域等における地域課題解決のための取組を支援することにより、過疎地域の持続的発展を支援。

① 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

(まち・ひと・しごと創生総合戦略:「小さな拠点」の形成関連事業)

- 基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」(小さな拠点)において地域運営組織等が行う生活支援の取組や「なりわい」を創出する活動等を支援。(定額補助)

※ 交付対象経費の限度額 1,500万円

(下記事業については、限度額を上乗せ)

- ① 専門人材を活用する事業(+500万円)
- ② ICT等技術を活用する事業(+1,000万円)
- ③ 上記(①+②)併用事業(+1,500万円)

- 令和3年度予算案 4.0億円 (令和2年度予算額4.0億円)

② 過疎地域持続的発展支援事業

- 過疎地域の地域課題解決を図り、持続的発展に資する取組として、過疎市町村が実施するICT等技術活用事業、都道府県が行う人材育成事業等を支援。(市町村:定額補助 都道府県:6/10、1/2補助)

※ 過疎地域等自立活性化推進事業を発展的に改組し、事業主体に都道府県を追加

※ 交付対象経費の限度額 2,000万円

- 令和3年度予算案 2.3億円 (令和2年度予算額1.4億円)

③ 過疎地域集落再編整備事業

- 過疎市町村が過疎地域の集落再編を図るために行う次の事業に対して補助(1/2補助)

- ・定住促進団地整備事業
- ・定住促進空き家活用事業
- ・集落等移転事業
- ・季節居住団地整備事業

- 令和3年度予算案 0.9億円 (令和2年度予算額0.9億円)

④ 過疎地域遊休施設再整備事業

- 過疎市町村が過疎地域にある遊休施設を再活用して地域間交流及び地域振興、地域課題解決を図るための施設整備に対して補助(1/3補助)

〈例〉

- ・テレワーク施設やサテライトオフィス等働く場の整備事業
- ・地域運営組織等のコミュニティ拠点施設
- ・食肉、農産物等の加工施設

- 令和3年度予算案 0.6億円 (令和2年度予算額0.6億円)

過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

R3予算案:4.0億円

- 「集落ネットワーク圏」(小さな拠点)において、生活支援や「なりわい」の創出等の地域課題の解決に資する取組を幅広く支援(特に専門人材やICT等技術を活用する場合には上乗せ支援)。

施策の概要

- (1)対象地域 過疎地域をはじめとした条件不利地域
(2)事業主体 集落ネットワーク圏を支える中心的な組織(地域運営組織等)
(3)対象事業 集落機能の維持・活性化プランに基づく取組
(4)交付対象経費の限度額 1,500万円(定額補助)

※下記事業については、限度額を上乗せ

- ①専門人材を活用する事業(+500万円)
- ②ICT等技術を活用する事業(+1,000万円)
- 上記(①+②)併用事業(+1,500万円)

① 専門人材活用のイメージ

特産品開発、観光振興、地域交通、地域人材育成、移住定住促進、ICT技術等に関する専門的知識を有するアドバイザー、事業者 等

② ICT等技術活用のイメージ

ドローンを活用した買物支援、センサーを用いた鳥獣被害対策、対話型アプリを活用した高齢者の見守り、オンラインによる学習環境整備 等

集落ネットワーク圏における取組のイメージ



※範囲は、新旧小学校区、旧町村等を想定

○ 過疎地域の持続的発展に必要な人材育成事業、ICT等技術活用事業を支援。

施策の概要

- (1) 対象地域 過疎地域
- (2) 事業主体 ① 過疎市町村
② 都道府県
- (3) 交付対象経費の限度額 2,000万円
- (4) 交付率 ① 定額
② 1/2又は6/10(※)
※財政力指数0.51未満の都道府県に限る

(5) 対象事業

○人材育成事業

(主として都道府県実施を想定。ただし、伝統、文化の継承など地域が特定される場合は、市町村実施も可)

- ・ 地域リーダーの育成
- ・ 他地域との交流やネットワークの強化 等

※育成すべき人材(地域のリーダー)のイメージ

様々な地域組織や活動に横断的に関わる人材(横串人材)、地域資源を活用し、地場産品開発や地域PRができる人材、地域内人材と外部人材をつなぐ人材、ITリテラシーに長けた人材 等

○ICT等技術活用事業 (過疎市町村のみ)

- ・ 集落等のテレワーク環境整備
- ・ オンラインでの健康相談
- ・ アプリを活用した災害情報などの生活情報配信
- ・ ドローンを活用した買物等の生活支援
- ・ センサーを使った鳥獣対策 等

人材育成事業のイメージ



【実施例】

複数の過疎市町村を対象とし都道府県主催で行う地域リーダー育成、交流、分野別人材育成研修事業 等

ICT等技術活用事業のイメージ



【実施例】

都市等との交流促進に資するオンライン環境整備、リモートでの医療、教育、農業等の支援体制の構築 等

都道府県過疎地域等政策支援員について

○ 過疎地域の持続的発展に資する多様な人材を確保・育成するため、都道府県が専門人材を雇用又は委託し、過疎地域等を支援する経費について特別交付税措置を講じる。

対象団体

都道府県

対象経費

都道府県過疎地域等政策支援員の活動に要する経費(報償費、旅費、委託費等)

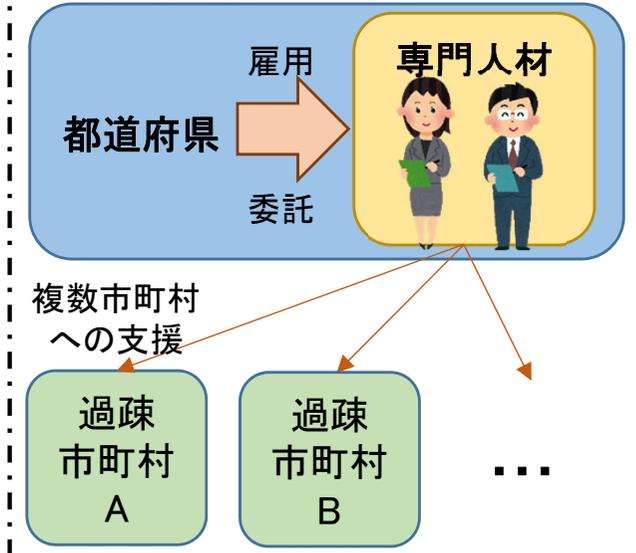
要件

- ① 過疎地域その他の条件不利地域(過疎、山村、離島、半島、奄美、小笠原、沖縄)を有する複数の市町村への支援が対象
- ② 市町村の施策の企画立案、指導・助言、関係者調整等の支援の業務に従事すること
- ③ 都道府県の過疎計画に記載があること 等

財政措置

- ・対象経費の上限額 年間560万円/人
- ・措置率0.5
- ・財政力補正あり

【専門人材の活用イメージ】



業務の例

◎産業振興(農林水産業)

- …販路拡大、ブランド化、6次産業化、経営指導、スマート農林水産業、担い手確保 等

◎産業振興(商工業、その他)

- …サテライトオフィス等の企業誘致、商品開発、創業支援、特定地域づくり事業協同組合支援 等

◎産業振興(観光)

- …観光戦略、DMO支援、観光・宿泊施設の経営改革、インバウンド対策 等

◎地域における情報化

- …情報通信技術の利活用 等

◎地域公共交通の確保

- …地域公共交通網の維持・再編、新技術活用 等

◎生活環境の整備

- …水道事業経営 等

◎高齢者等の保健・福祉

- …地域包括ケアシステム、子育て支援 等

◎医療の確保

- …医療政策支援 等

◎教育の振興

- …ICT教育、農山漁村留学、外国語教育、キャリア教育 等

◎集落の整備

- …集落対策、空家対策 等

◎地域文化の振興

- …文化財保護 等

◎再生可能エネルギーの利用推進

- …再生可能エネルギーの導入支援 等